

平成 1 2 年 5 月 2 3 日

お 知 ら せ

建設省中国地方建設局
岡山河川工事事務所
電話 0 8 6 (2 2 3) 5 1 0 1
占用調整課長 池田
占用調整第一係長 土井
内線 3 4 1 ・ 3 4 2

河川敷に設置されている工作物等の撤去訓練の実施について

河川には、河川管理者の許可を受けて、通常時に皆さんにご利用いただいている施設があります。これらの工作物は、洪水時には流水の疎通を阻害し、橋脚等にひっかかって水位の上昇の原因になるなどの二次的な災害を起こす可能性があります。このようなことから、これらの工作物は、洪水が予想されるときには、事前に河川から撤去することを前提に設置されています。

建設省では、梅雨期や台風のシーズンを控えて、河川の増水が多い時期になりますので、これらの許可工作物を設置している方々に、その撤去の訓練を行っていただいています。県内の吉井川、旭川、高梁川の三河川の直轄管理区間には、対象施設が 7 4 箇所ありますが、そのうち 1 4 箇所についてその訓練を実施します。

河川敷に設置されている工作物等の撤去訓練の実施について

河川は、水が流れる所であり、私たちの生活に欠かせない水を供給してくれるほか洪水時には河川敷一杯になってその水を流し、私たちの生活や財産を守ってくれています。

そして、通常時にはその空間を安らぎや憩いの場として活用するために、地方公共団体等が、河川管理者から占用の許可を受けて、運動グラウンドや広場などを整備し、多くの皆さんが利用しています。

これらの施設には、バックネットや日陰をつくる四阿（あずまや）等、洪水時には流出して水門や堤防を損傷したり、あるいは水の流れを妨げるなどして沿川地区に親水の被害を及ぼすことがあります。

このため、洪水時には施設管理者において、流出するおそれのある工作物を河川敷から撤去することが義務づけられています。

このようなことから、毎年、梅雨や台風のシーズンの前に施設管理者の方々に、これらの許可工作物の撤去訓練を行っていただいています。

今年も、建設省が管理する吉井川（3箇所）、旭川（4箇所、うち百間川2箇所）、高梁川（7箇所）において、撤去の訓練が行われることになりましたので、ご連絡します。

(参考)

建設省岡山河川工事事務所で管理している区間には、一般の利用に供している運動場等が74カ所あります。

吉井川水系 17カ所 (うち工作物等を設置している箇所 13カ所)

旭川水系 33カ所 (うち工作物等を設置している箇所 28カ所)

高梁川水系 24カ所 (うち工作物等を設置している箇所 19カ所)

計 74カ所 (うち工作物等を設置している箇所 60カ所)